

大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により
執行した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年2月25日

監査委員	明松	優
同	松岡	ちひろ

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施した結果は、次のとおりです。

1 監査の対象

- (1) 監査の対象 給付課
- (2) 監査の期間 令和元年11月1日～令和2年2月25日

2 監査の方法

- (1) 監査は、監査基準に基づき、予算の執行、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理を対象に、以下の点を重点項目として行った。
 - ・返納金及び加算金に係る調定及び収入事務の状況
- (2) 監査に当たっては、財務会計に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、定期監査に行政監査の視点を加味して、事務の執行が、法令等の定めるところに従って、適正に行われているかを観点として実施した。
- (3) 事務局職員の予備監査は、事前に監査資料の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、実施した。
- (4) 監査委員による監査は、事務局職員の予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき実施した。

3 監査の結果

法令等に違反していると認められるもの、適正を欠く事項で是正する必要があると認められるものについて、指摘事項とした。

指摘事項には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の観点から検討する必要があると認められるものについて、委員意見を付した。

事務の執行について、次に掲げる指摘事項及び委員意見を除き、おおむね適正に行われていた。

指摘事項については、所要の措置を講じられるよう求めるとともに、委員意見については、改善に向けて取り組まれるよう求めるものである。

なお、指摘事項及び委員意見はすべて監査実施時点のものである。

【給付課】

[被保険者に対する医療給付費返還金]

(指摘事項)

- ・ 財務規則では「納期限後20日以内に督促状を発する」と定められているが、2か月後に発送していた。

(委員意見)

- ・ 執行管理体制に課題があると考えられる。業務量に見合った執行管理体制等を検討されたい。

[医療機関に対する診療報酬返還金]

(指摘事項)

- ・ 財務規則では「納期限後20日以内に督促状を発する」と定められているが、令和元年11月12日までに調定された25件のうち、1件について、3か月後に発送していた。